

桐生市学校給食調理配送等業務委託 プロポーザル実施要領

令和7年6月

桐生市教育委員会

桐生市学校給食中央共同調理場

1. 趣 旨

桐生市は、「安全でおいしい給食」を安定的に提供し、より良い学校給食を実現することを目指しています。そのためには、食育の推進や行政運営の効率化に加え、民間のノウハウや専門性を活用した確実な業務運営が必要です。

本業務委託では、中央共同調理場と新里共同調理場の調理配送等業務を対象とし、効率的かつ高品質な管理運営を実現することを目的としています。これを達成するため、企画提案（プロポーザル）方式を採用し、受託者を選定します。この方式により、具体的な提案内容を比較・検討することで、最適な業者を選び出すことが可能となります。

施設概要

	中央共同調理場	新里共同調理場
所在地	桐生市相生町四丁目 333-1	桐生市新里町山上 867-1
敷地面積	8, 1 1 0 m ²	2, 2 8 6 m ²
建物面積	3, 0 4 3 m ²	9 9 3 m ²
構造	鉄骨造 2階建	鉄骨造 2階建
建設年度	令和3年2月	平成11年度
床システム	ドライシステム	ドライシステム
熱源	都市ガス、電気	プロパンガス、電気、灯油
処理能力(最高)	6, 0 0 0 食	2, 0 0 0 食

2. 委託内容

(1) 委託業務内容

別添「桐生市学校給食の調理配送等業務委託仕様書」に記述する業務及び提案に基づいた内容の業務

(2) 履行期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで

(3) 提案上限額（消費税相当額を含む5年間の総額）

桐生市学校給食の調理配送等業務委託

¥1,219,955,000 円（消費税及び地方消費税相当額分を含む。）

を上限として企画提案書を提出してください。

また、後述する提案見積書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならないものとします。

3. 企画提案の概要

(1) 名 称

桐生市学校給食の調理配送等業務委託プロポーザル

(2) 主催者及び事務局

- ・主催者 桐生市教育委員会
- ・事務局 桐生市教育委員会 教育部 学校給食中央共同調理場
桐生市相生町4-333-1
TEL 0277-45-6510
FAX 0277-45-6410
E-mail chorijo@city.kiryu.lg.jp

(3) 詳細委託内容

別紙「桐生市学校給食の調理配送等業務委託仕様書」による。

なお、提案記述内容に基づき提出されるものについては、提案価格に含まれるものとする。

(4) 委託契約スケジュール

スケジュールについては、以下のとおりとする。

① 募集等の日程

令和7年6月12日（木）	技術提案実施要領等の公表（～6月18日まで）
令和7年6月18日（水）	現地説明会及び施設見学会参加申込期限
令和7年6月20日（月）	現地説明会及び施設見学会
令和7年6月23日（月）	質問受付開始 / 参加表明・企画提案受付開始
令和7年6月27日（金）	質問受付終了
令和7年6月30日（月）	質問回答
令和7年7月4日（金）	参加表明・企画提案受付終了
令和7年7月7日（月）	一次審査（～10日（木）まで）
令和7年7月11日（金）	一次審査結果公表 / 二次審査開催通知
令和7年7月28日（火）	二次審査「プレゼンテーション」 ※企業PR（20分以内）、ヒアリング（10分以内）
令和7年7月30日（水）	二次審査結果通知
令和7年8月上旬～	委託契約内容協議及び準備期間
令和8年4月1日（木）	委託契約

② プロポーザルによる最優秀受託候補者特定後、受託候補者は速やかに教育委員会と業務内容等を協議し、令和7年8月20日までに施設及び調理機器等の操作方法の給食調理等の実地研修を行う。

③ 委託契約日は、令和8年4月1日とし、履行日より給食調理業務等を実施する。

(5) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- ④ 群馬県及び桐生市から指名停止を受けている者でないこと。
- ⑤ 租税を完納していること。
- ⑥ 学校給食法ほか学校給食関係法令等と熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年衛食第85号別添、最終改正平成29年生食発第0616第1号）」を厳守した業務が遂行できること。
- ⑦ 学校給食調理業務等において5,000食以上の実績及び能力を有していること。
- ⑧ 過去5年以内に、学校給食業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業処分を受けていないこと。
- ⑨ 桐生市暴力団排除条例（平成24年桐生市条例第13号）に定める暴力団等、暴力団経営支配法人等または暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ⑩ 製造物責任法（平成6年法律第85条）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している又は加入することが可能な者であること。

（6）現地説明会及び施設見学会

- ① 日 時 令和7年6月20日（月）
 受 付：午後1時～
 開 始：午後1時30分～
- ② 集合場所 桐生市学校給食中央共同調理場 会議室
 住所：桐生市相生町4-333-1 TEL：0277-45-6510
 視察場所：中央共同調理場及び新里共同調理場
 住所：桐生市相生町四丁目333-1
 桐生市新里町山上867-1

③ 留意事項

- ア）現地説明会及び施設見学会に参加を希望する事業者は、令和7年6月18日（水）午後3時までに、現地説明会及び施設見学会参加申込書（様式1）により申し込むこと。（電子メールまたは電話で事前に意思表示すれば、申込書の提出は説明会開催日で差し支えないものとする）
- イ）参加人数は、1事業者につき3名までとする。
- ウ）現地説明会及び施設見学会では、内容確認を行って差し支えない。
 ただし、挙手のうえ、企業名及び氏名を名乗った上で行うこと。質疑については、電子メールのみで受付します。なお、回答については、全参加者に電子メールにて回答します。
- エ）調理室に入場を希望する場合、検便の検査結果（最近1か月以内のもので、検査項目は赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157）と、清潔な白衣、帽子、マスク、短靴を持参してください。

（7）参加資格要件確認基準日

桐生市教育委員会が参加表明書（様式3）を受理した日から、本業務受託事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

（8）企画提案に関する質疑

- ① 質問受付期間 令和7年6月27日（金）午後3時まで
- ② 受付方法 質問書（様式2）により、電子メールで提出のこと。
なお、電子メールについて、下記件名を付して提出のこと。
- ③ 件 名 「桐生市学校給食の調理配送等業務委託」
E-mail chorijo@city.kiryu.lg.jp
- ④ 質問回答日 令和7年6月30日（月）
回答は、電子メールにて全参加者に行う。

（9）参加表明について

- ① 提出書類 参加表明書（様式3）
- ② 提出期限 令和7年7月4日（金）午後3時まで
※期限厳守（遅れた場合、参加は認められない。）
- ③ 提出部数 1部
提出先 桐生市学校給食中央共同調理場
住所：桐生市相生町4-333-1 TEL：0277-45-6510
- ⑤ 提出方法 上記提出先に持参又は郵送とする。
（持参以外の方法による場合は、提出期限までに必着）

（10）技術提案について

- ① 技術提案書の構成
 - 提出書類 技術提案書表紙（様式4）
 - 企画書1 学校給食業務に関する提案（様式4-1）
 - 企画書2 調理等業務体制に関する提案（様式4-2）
 - 企画書3 衛生管理等に関する提案（様式4-3）
 - 企画書4 研修・教育体制に関する提案（様式4-4）
 - 企画書5 配送計画に関する提案（様式4-5）
 - 技術提案書の枚数 企画書1～5全体で15枚以内とする。
 - 提出部数 11部（代表者印押印の提案書添付のもの1部とコピー10部）
 - 提案書添付書類（提出部数各1部）
 - ・ 価格算定書、・ 会社の概要、・ 過去5年間の業務実績
 - ・ 損害補償等の担保、・ 財務関係書類（別添「技術提案書作成要領」参照）。
- ③ 作成要領 別添「技術提案書作成要領」に従い作成すること。
- ④ 提出期限 令和7年7月4日（金）午後3時まで
※期限厳守（遅れた場合、参加は認められない。）
- ⑤ 提出先 桐生市学校給食中央共同調理場
住所：桐生市相生町4-333-1 TEL0277-45-6510
- ⑥ 提出方法 上記提出先に持参又は郵送とする。
（持参以外の方法による場合は、提出期限までに必着）

4. 選考について

桐生市教育委員会にて企画提案の一次審査（書類審査）を実施し、桐生市学校給食の調理配送等業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において二次審査（プレゼンテーション）を行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、優れた企画提案を行った者を選考し、桐生市と仕様等を協議の上本業務委託事業者を特定する。

5. 企画提案の評価

（１）審査方法

① 一次審査（書類審査）

教育委員会は、技術提案書類等に記載された内容が、作成要領に沿った提案項目に齟齬や矛盾がないことを確認します。項目を満たさないことが確認された場合は失格とします。

② 書類審査を通過した提案者には、「二次審査に関する通知」を行います。

③ 一次審査で各条件を満たしていなかったものについては、満たしていない旨を書面にて通知します。

なお、一次審査を通過しなかった提案者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求める場合は、通知を受けた日から起算して７日以内に学校給食中央共同調理場稼働日の午前９時から正午及び午後１時から５時までの間に、書面（様式任意）にて持参する。

質問に対する回答は書面により行う。また審査結果に対する異議の申し立ては、一切受付ません。

④ 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

ア) 期 日 令和７年７月２８日（火）

「第二次審査に関する通知書」により別途通知

イ) 場 所 桐生市学校給食中央共同調理場 会議室

住所：桐生市相生町４－３３３－１ TEL：0277-45-6510

ウ) 持ち時間 プレゼンテーション各社 ２０分以内

ヒアリング １０分以内

エ) 内 容 技術提案書の内容説明を行い、審査委員会委員からの質問に対し回答をしていただきます。

オ) 特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とします。

（２）二次審査の評価方法

次の通り評価採点し、最優秀受託候補者及び受託候補次点者を特定する。

① 評価採点機関

桐生市教育委員会が設置する審査委員会の委員が評価採点を行う。

② プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としません。

③ 評価採点方法

ア) 審査委員会が評価採点基準項目ごとに係数を定めた評価を決め、係数

と配点から評価点を算出する。

イ) 各委員の評価点を合計する。

ウ) 合計の評価点で最高点を得たものを最優秀受託候補者として特定する。なお最高点を得た者が2人以上ある場合は、価格算定金額の最も低いものを最優秀受託候補者として特定する。更に価格算定金額が同額の場合、くじ引きとする。

オ) 最高点に続く評価点を得たものを受託候補次点者として特定する。

④ 評価採点基準項目及び配点表

評価採点基準項目	配点
企画書1「学校給食業務に関する提案」	20
企画書2「調理等業務体制に関する提案」	20
企画書3「衛生管理等に関する提案」	40
企画書4「研修・教育体制に関する提案」	20
企画書5「配送計画に関する提案」	30
学校給食等業務実績	20
価格算定金額	40
プレゼンテーション・ヒアリング	10
合 計	200 点

⑤ 評価点の考え方

評価採点基準項目ごとに、5段階評価（A～E）とし、各段階の配点に係数を掛けた数値を評価点とします。

段階	提案の評価採点状態	係数
A	非常に優れた提案	1.0
B	優れた提案	0.7
C	教育委員会で想定した水準にある提案	0.5
D	低い水準の提案	0.3
E	非常に低い水準の提案	0.1

⑥ 評価点の算出方法

配点に係数を掛け、小数点以下の端数がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し、整数値とします。

(3) 結果通知

提案者全員に、郵送にて「評価結果通知書」を送付します。

6. 契約について

(1) 審査により特定された最優秀受託候補者は、桐生市と「桐生市学校給食中央共同調理場及び新里共同調理場の調理配送等業務委託契約」を締結し、業務を実施する。

(2) 最優秀受託候補者は、桐生市との契約にあたり、委託契約の内容（委託契約書、仕様書、作業基準等）について協議する。

- 内容の変更に係らず、企画提案書の価格算定基準額を上限として見積書を提出する。
- (3) 最優秀受託候補者と桐生市との協議が不成立となった場合、受託候補次点者と桐生市とで同様の協議を行うものとする。
 - (4) 契約の締結は令和8年4月1日とする。
 - (5) 契約期間中、委託業務内容に大きな変更があった場合は、その都度、相互に協議して決定するものとする。

7. その他

- (1) 令和7年度中に（契約日前）かかった経費について桐生市は一切負担しない。
- (2) 企画提案書の作成・提出、審査の参加等の一切の経費は、企画提案者の負担とする。
- (3) 参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を作成し、企画提案書提出期限内に事務局あて提出すること。
- (4) 参加表明書に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に教育委員会に届け出るものとする。
- (5) 提出書類の著作権等に取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、事業者特定の結果の公表において桐生市がこの事業に関し必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (6) 参加者は、1つの提案しか行うことはできない。
- (7) 一度提出された企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし桐生市が認めた場合はこの限りではない。
- (8) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (9) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
 - ① 実施要領等にした参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - ② 「参加表明書」に記載された者以外の者が行った応募
 - ③ 参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない応募
 - ④ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - ⑤ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ⑥ 2通以上の書類提出がなされた応募
 - ⑦ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (10) 今般の新型コロナウイルス感染症対策のため、プロポーザル実施要領の内容が変更となる可能性がある。

令和 年 月 日

桐生市学校給食の調理配送等業務委託
現地説明会及び施設見学会参加申込書

桐生市長 様

会 社 名

所 在 地

代表者氏名 ㊞

担当者氏名

所属・職名

電 話 番 号

F A X

E - m a i l

桐生市学校給食の調理配送業務等委託現地説明会及び施設見学会への参加を次のとおり申し込みます。

会 社 名	
参加者氏名	

※ この申込書は、令和7年6月18日（木）午後3時まで提出してください。

様式 2

令和 年 月 日

質 問 書

桐生市学校給食の調理配送等業務委託について、次の事項について質問します。

会 社 名 _____
所属・職名 _____
担当者氏名 _____
電 話 番 号 _____
F A X _____
E - m a i l _____

No.	資料名	頁	該当項目	質問内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

- ※ 本紙に書き切れない場合は、別紙作成のうえ記入ください。
- ※ この質問書は、令和 7 年 6 月 2 6 日（金）午後 3 時まで提出してください。

参加表明書

桐生市学校給食の調理配送等業務委託
プロポーザルに参加することを表明いたします。

令和 年 月 日

桐生市長 様

提出者

会社名

所在地

代表者氏名

印

担当者氏名

所属・職名

電話番号

F A X

E-mail

会 社 名	
参加者氏名	

※ この参加表明書は、令和7年7月3日（金）午後3時まで提出してください。

様式5

辞 退 届

令和 年 月 日付けで、桐生市学校給食の調理配送等業務委託プロポーザルの
参加表明に関して辞退いたします。

令和 年 月 日

桐生市長 様

提出者

会 社 名

所 在 地

代表者氏名

⑨

担当者氏名

所属・職名

電 話 番 号

F A X

E - m a i l

※ この辞退届は、参加表明から企画提案書受付終了の令和7年7月3日（金）午後3
時までに提出してください。